

# 資 料



地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表(案)

(下線部が改正部分)

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的<br/>                     障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 ～ 6 (同右)</p> <p>(別記1) (同右)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p> | <p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的<br/>                     障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が<u>その有する能力及び適性に</u>応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>2 ～ 6 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>1 ～ 3 (同右)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを<br/>含む。</p> <p>ア (同右)</p> <p>イ 「要約筆記者」</p> <p><u>(ア)「要約筆記者」・・・都道府県が実施する要約筆記者養成<br/>研修事業(同事業に準じて市町村が実施する事業を含む。)</u><br/>において「要約筆記者」として登録された者</p> <p><u>(イ)「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する<br/>奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登<br/>録された者</u></p> <p>(別記3)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p> <p>1 ～ 3 (同右)</p> | <p>1 ～ 3 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを<br/>含む。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「要約筆記者」</p> <p>「要約筆記奉仕員」・・・市町村及び都道府県で実施する奉<br/>仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録され<br/>た者</p> <p>(別記3)</p> <p>日常生活用具給付等事業</p> <p>1 ～ 3 (略)</p> |
|--|---|

|  |  |
|--|--|
| <p>4 留意事項</p> <p>(1) (同右)</p> <p>(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営する<u>福祉用具情報システム(TAIS)</u>の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。</p> <p>(3) ～ (4) (同右)</p><br><p>(別記4) ～ (別記5) (同右)</p><br><p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">その他の事業</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> <p>(12) <u>地域移行のための安心生活支援事業</u></p> <p>1 目的</p> <p><u>障害者が地域で安心して暮らすための支援策を盛り込んだプランを作成し、面的かつ一体的な支援体制を整備することに</u></p> | <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営する<u>テクニカルエイド情報システム(TAIS)</u>の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。</p> <p>(3) ～ (4) (略)</p><br><p>(別記4) ～ (別記5) (略)</p><br><p>(別記6)</p> <p style="text-align: center;">その他の事業</p> <p>(1) ～ (11) (略)</p> |
|--|--|

より、障害があっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を支援することを目的とする。

## 2 事業内容

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、以下の地域生活への移行や定着のための支援策等を盛り込んだプラン(以下、「地域移行推進重点プラン」という。)を作成し、これに基づき、障害者の地域生活への移行や定着を面的かつ一体的に支援する。

なお、(1)地域安心生活支援体制強化事業の「ア 緊急時相談支援事業」については、必ず実施することとする。

### (1)地域安心生活支援体制強化事業

#### ア 緊急時相談支援事業

夜間や休日も含めた緊急時の対応や相談等を行う。

#### イ 緊急時ステイ事業

緊急一時的な宿泊場所を提供する。

#### ウ 地域生活体験事業

地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊等を提供する。  
(自立支援給付費の報酬の対象となるグループホーム・ケアホームへの体験的な入居は除く。)

#### エ コーディネート事業

地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置する。

|  |                                       |
|--|---------------------------------------|
| <p>(2) <u>地域移行特別支援事業</u><br/> <u>地域安心生活支援体制強化事業を実施するとともに、障害者の移動支援やコミュニケーション支援等障害者の地域での活動支援を実施する。</u></p> <p>3 <u>留意事項</u></p> <p>(1) <u>地域移行推進重点プランの作成にあたっては、地域生活を希望する者や在宅の障害者のニーズ等を把握するとともに、地域の障害福祉のシステムづくりの中核的な役割を担う地域自立支援協議会等の意見を踏まえる等、地域のニーズを踏まえた支援策を盛り込むこと。</u></p> <p>(2) <u>地域移行推進重点プランについては、上記(1)及び(2)の支援策の具体的な対象者、具体的なサービス提供体制、支援策の効果等を盛り込むとともに、グループホーム・ケアホームの整備や精神障害者アウトリーチ推進事業との連携に関する事項などの支援策についても総合的に盛り込むこと。</u></p> <p>(別記7) ～ (別記8) (同右)</p> <p>(別記9)</p> | <p>(別記7) ～ (別記8) (略)</p> <p>(別記9)</p> |
|--|---------------------------------------|

| サービス・相談支援者、指導者育成事業   | サービス・相談支援者、指導者育成事業   |
|--|--|
| <p>1 目的（同右）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ～ (4)（同右）</p> <p>(5) 手話通訳者・<u>要約筆記者養成研修事業</u></p> <p>ア 事業内容</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳又は<u>要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。</u></p> <p>イ 留意事項</p> <p>(ア) 平成10年7月24日障企第 63 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「<u>手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について</u>」及び平成 年 月 日障企自発第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知「<u>要約筆記者の養成カリキュラム等について</u>」を基本に実施すること。</p> <p>(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験</p> | <p>1 目的（略）</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) ～ (4)（略）</p> <p>(5) 手話通訳者養成研修事業</p> <p>ア 事業内容</p> <p>身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する。</p> <p>イ 留意事項</p> <p>(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。</p> <p>(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験</p> |

を行い、合格者について、本人の承諾を得て、手話通訳者又は要約筆記者(以下「通訳者等」という。)としての登録を行うこと。登録した通訳者等に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動等の便宜を図るため、管内の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者等については、証票を返還させ登録を抹消すること。

なお、当分の間、要約筆記者については、養成講習の成績等をもって登録試験の合格者として取り扱うことができる。

(別記10) ～ (別記11) (同右)

を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(別記10) ～ (別記11) (略)